



兵庫労働局発表
平成31年4月10日（水）

照 会 先	兵庫労働局職業安定部職業対策課		
	課長	長	鮫島 成人
	課長補佐	佐	山本 伸雄
	地方障害者雇用担当官		廣田 宗久
		(電話)	078-367-0810
		(FAX)	078-367-3853

平成30年 障害者雇用状況の集計結果

兵庫労働局（局長 畑中 啓良）では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、兵庫県内の障害者の雇用義務が生じる事業主（民間企業3,458社）に平成30年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求め、その集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率(注1) 2.2%）

【雇用障害者数（注2）】

- ・ 15,268.0人と前年より7.8%(1,103.0人)増加し、15年連続で過去最高を更新。
- ・ 身体障害者は5.0%増、知的障害者は5.7%増、精神障害者は44.4%増と全ての障害種別で前年より増加。特に精神障害者が大きく増加。

【実雇用率（注3）】

- ・ 2.11%と前年より0.08ポイント上昇。（全国平均は2.05%）

【法定雇用率達成企業割合】

- ・ 48.2%と前年より4.5ポイント低下。（全国平均は45.9%）

◎（注1）法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○民間企業	・・・	一般の民間企業 ・・・ 2.2% [2.0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 ・・・ 2.5% [2.3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
○国、地方公共団体	・・・	2.5% [2.3%] (40人 [43.5人] 以上規模の機関)
○都道府県等の教育委員会	・・・	2.4% [2.2%] (42人 [45.5] 以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

◎(注2) 雇用障害者数

「企業等における雇用障害者数」は、各区分の障害者1人を次の表に従ってカウントして算出する。

	常用労働者	
		短時間労働者
週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障害者	1人	0.5人
	重度	1人
知的障害者	1人	0.5人
	重度	1人
精神障害者	1人	0.5人または1人(※)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

- ① 平成27年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎(注3) 実雇用率

以下の算定式により算出する。

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数}}{\text{常用労働者数}}$$

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況(概要)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.2%)

(1) 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

【雇用障害者数】

- 民間企業(45.5人以上規模の企業:法定雇用率2.2%)に雇用されている障害者の数は15,268.0人で、前年より7.8%(1,103.0人)増加し、15年連続で過去最高を更新した。
- 雇用障害者のうち、身体障害者は9,698.0人(対前年比5.0%増)、知的障害者は4,234.0人(同5.7%増)、精神障害者は1,336.0人(同44.4%増)と、全ての障害種別で前年より増加し、特に精神障害者が大きく増加した。

【実雇用率】

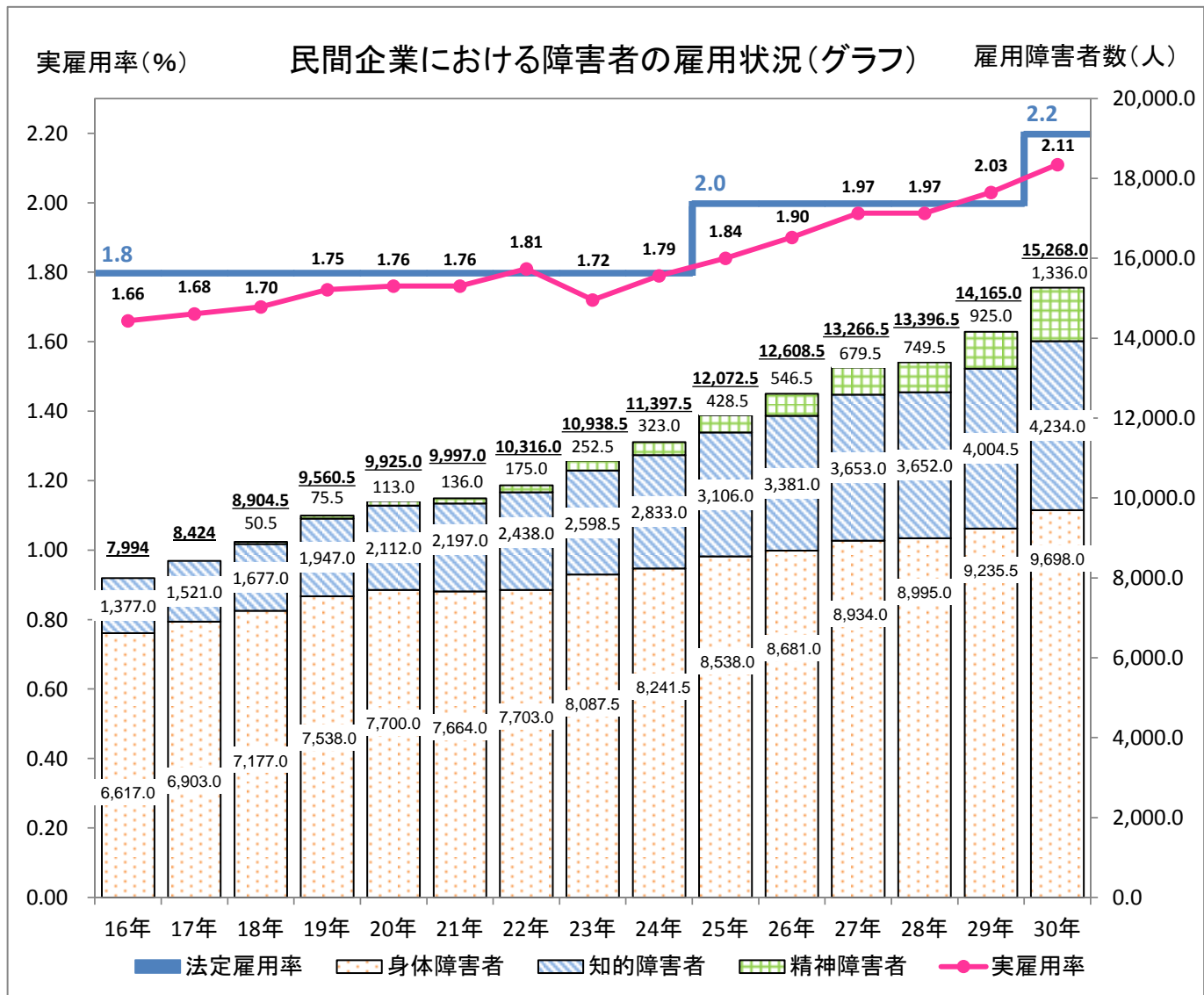
民間企業における実雇用率は2.11%で前年を0.08ポイント上回った。

【法定雇用率達成企業割合】

民間企業における法定雇用率(2.2%)を達成している企業の割合は48.2%と前年を4.5ポイント下回った。また、全国平均(45.9%)を2.3ポイント上回っている。

	報告対象 企業数	算定基礎 労働者数 (人)	雇用 障害者数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率 達成企業割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	1,667	48.2	2.05
29年度	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	1,663	52.7	1.97
対前年差	301	27,254.5	1,103.0	0.08	4	▲ 4.5	0.08

[参考資料 P1 1(1)、P5~6 1(4)]



(2) 企業規模別の状況

【雇用障害者数】

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、全ての区分で前年より増加した。

【実雇用率】

実雇用率は、全ての企業規模の区分で前年を上回った。

民間企業全体の実雇用率（2.11%）と比較すると、「100～300人未満」規模企業（2.13%）、
「1,000人以上」規模企業（2.25%）で上回っている。

【法定雇用率達成企業割合】

法定雇用率達成企業の割合は、昨年まで報告対象外であった「45.5～50人未満」規模企業を除く
全ての区分で前年を下回った。

○規模別雇用障害者数

企業規模	雇用障害者数（人）		対前年差 （人）	対前年比 （%）
	30年度	29年度		
45.5 ～ 50人未満	143.0	—	—	—
50 ～ 100人未満	2,013.0	1,866.0	147.0	7.9
100 ～ 300人未満	4,120.0	3,833.5	286.5	7.5
300 ～ 500人未満	1,686.5	1,599.0	87.5	5.5
500 ～ 1,000人未満	1,945.0	1,881.0	64.0	3.4
1,000人以上	5,360.5	4,985.5	375.0	7.5
計	15,268.0	14,165.0	1,103.0	7.8

〔参考資料 P2 1(2)〕

○規模別実雇用率・達成企業割合

企業規模	実雇用率（%）		対前年差 （P）	法定雇用率達成企業割合（%）		対前年差 （P）
	30年度	29年度		30年度	29年度	
45.5 ～ 50人未満	1.67	—	—	28.7	—	—
50 ～ 100人未満	1.91	1.84	0.07	46.5	47.1	▲ 0.6
100 ～ 300人未満	2.13	2.02	0.11	53.5	57.7	▲ 4.2
300 ～ 500人未満	1.97	1.87	0.10	45.1	53.9	▲ 8.8
500 ～ 1,000人未満	2.07	2.01	0.06	43.8	54.1	▲ 10.3
1,000人以上	2.25	2.19	0.06	57.4	68.5	▲ 11.1
計	2.11	2.03	0.08	48.2	52.7	▲ 4.5

〔参考資料 P2 1(2)〕

(3) 産業別の状況

【雇用障害者数】

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、
保険業」、「複合サービス事業」を除く業種で前年より増加した。

【実雇用率】

実雇用率は、「生活関連サービス業、娯楽業」（2.45%）、「医療、福祉」（2.54%）、「サー
ビス業」（2.81%）の3業種で法定雇用率（2.2%）を上回っている。

○産業別雇用障害者数・実雇用率

産業別	雇用障害者数(人)		対前年差 (人)	対前年比 (%)	実雇用率(%)		対前年差 (P)
	30年度	29年度			30年度	29年度	
農, 林, 漁業	13.0	13.0	0.0	0.0	1.38	1.41	▲ 0.03
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0	-	0.00	0.00	0.00
建設業	182.5	165.0	17.5	10.6	1.86	1.70	0.16
製造業	5,629.5	5,302.0	327.5	6.2	2.10	2.07	0.03
電気・ガス・熱供給・水道業	6.0	8.0	▲ 2.0	▲ 25.0	1.71	2.15	▲ 0.44
情報通信業	155.0	154.0	1.0	0.6	1.55	1.54	0.01
運輸業, 郵便業	768.5	716.5	52.0	7.3	1.94	1.89	0.05
卸売業, 小売業	2,341.5	2,188.0	153.5	7.0	1.80	1.72	0.08
金融業, 保険業	221.5	222.5	▲ 1.0	▲ 0.4	1.69	1.67	0.02
不動産業, 物品賃貸業	81.0	76.0	5.0	6.6	1.04	1.09	▲ 0.05
学術研究, 専門・技術サービス業	453.5	420.0	33.5	8.0	1.85	1.80	0.05
宿泊業, 飲食サービス業	447.5	402.5	45.0	11.2	1.98	1.83	0.15
生活関連サービス業, 娯楽業	354.5	328.0	26.5	8.1	2.45	2.32	0.13
教育, 学習支援業	268.5	245.0	23.5	9.6	1.65	1.52	0.13
医療, 福祉	2,590.5	2,344.5	246.0	10.5	2.54	2.39	0.15
複合サービス事業	217.5	224.5	▲ 7.0	▲ 3.1	2.11	2.20	▲ 0.09
サービス業	1,537.5	1,355.5	182.0	13.4	2.81	2.63	0.18
計	15,268.0	14,165.0	1,103.0	7.8	2.11	2.03	0.08

[参考資料 P3~4 1(3)]

(4) 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 法定雇用率未達成企業 (1,791社) のうち、不足数が0.5人又は1人である企業 (1人不足企業) は 68.5% (1,227社)、また、障害者を1人も雇用していない企業 (障害者雇用ゼロ企業) は 58.2% (1,042社) となっている。

[参考資料 P7 1(5)]

2 今後の取組み

(1) 法定雇用率が未達成の民間企業に対する指導

引き続き、各企業の障害者雇用における阻害要因等を踏まえながら、労働局、ハローワークによる個別指導及び関係機関と連携した個別支援を強力に実施し、早期達成を図る。

(2) 職場定着指導の徹底

チーム支援等関係機関との連携により、障害者及び事業主に対する継続的な職場定着支援の強化を図る。

障害者の雇用状況(平成30年6月1日現在)

<目次>

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況	3, 4
(4) 民間企業における雇用状況の推移	5, 6
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	7

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
兵庫県	企業 3,458	人 725,173.5	人 3,490	人 534	人 7,195	人 1,118	人 15,268.0	人 1,720.5	% 2.11	企業 1,667	% 48.2
	(3,157)	(697,919.0)	(3,378)	(495)	(6,266)	(1,296)	(14,165.0)	(1,355.0)	(2.03)	(1,663)	(52.7)
全国	企業 100,586	人 26,104,834.5	人 117,892	人 16,026	人 262,305	人 41,309	人 534,769.5	人 60,491.5	% 2.05	企業 46,217	% 45.9
	(91,024)	(25,204,720.0)	(112,860)	(14,842)	(231,187)	(48,092)	(495,795.0)	(50,940.0)	(1.97)	(45,553)	(50.0)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
兵庫県	人 15,268.0	人 2,582	人 330	人 3,938	人 532	人 9,698.0	人 836.5	人 908	人 204	人 1,997	人 434	人 4,234.0	人 495.0	人 949	人 463	人 311	人 1,336.0	人 389.0
	(14,165.0)	(2,489)	(292)	(3,720)	(491)	(9,235.5)	(696.5)	(889)	(203)	(1,821)	(405)	(4,004.5)	(419.0)	(725)	(400)	(-)	(925.0)	(239.5)
全国	人 534,769.5	人 98,193	人 11,691	人 129,993	人 16,276	人 346,208.0	人 28,506.0	人 19,699	人 4,335	人 68,757	人 17,353	人 121,166.5	人 14,074.0	人 50,708	人 20,527	人 12,847	人 67,395.0	人 17,911.5
	(495,795.0)	(94,234)	(10,821)	(126,584)	(15,162)	(333,454.0)	(26,413.5)	(18,626)	(4,021)	(63,181)	(15,679)	(112,293.5)	(12,739.0)	(41,422)	(17,251)	(-)	(50,047.5)	(11,787.5)

参考資料1

[1 (1) ①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
①平成27年6月2日以降に雇用された者であること
②平成27年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
- 7 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1 (1) ②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄、④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
①平成27年6月2日以降に雇用された者であること
②平成27年6月2日より前に雇用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 3,458 (3,157)	人 725,173.5 (697,919.0)	人 3,490 (3,378)	人 534 (495)	人 7,195 (6,266)	人 1,118 (1,296)	人 15,268.0 (14,165.0)	人 1,720.5 (1,355.0)	% 2.11 (2.03)	企業 1,667 (1,663)	% 48.2 (52.7)
45.5~50人未満	企業 181 (-)	人 8,565.0 (-)	人 29 (-)	人 3 (-)	人 70 (-)	人 24 (-)	人 143.0 (-)		% 1.67 (-)	企業 52 (-)	% 28.7 (-)
50~100人未満	企業 1,537 (1,451)	人 105,146.0 (101,446.5)	人 403 (418)	人 145 (145)	人 922 (716)	人 280 (338)	人 2,013.0 (1,866.0)		% 1.91 (1.84)	企業 715 (683)	% 46.5 (47.1)
100~300人未満	企業 1,256 (1,226)	人 193,220.5 (189,549.5)	人 905 (887)	人 150 (143)	人 1,991 (1,730)	人 338 (373)	人 4,120.0 (3,833.5)		% 2.13 (2.02)	企業 672 (708)	% 53.5 (57.7)
300~500人未満	企業 244 (245)	人 85,634.5 (85,733.5)	人 391 (375)	人 53 (37)	人 802 (753)	人 99 (118)	人 1,686.5 (1,599.0)		% 1.97 (1.87)	企業 110 (132)	% 45.1 (53.9)
500~1,000人未満	企業 146 (146)	人 94,086.0 (93,429.0)	人 435 (447)	人 69 (53)	人 949 (872)	人 114 (124)	人 1,945.0 (1,881.0)		% 2.07 (2.01)	企業 64 (79)	% 43.8 (54.1)
1,000人以上	企業 94 (89)	人 238,521.5 (227,760.5)	人 1,327 (1,251)	人 114 (117)	人 2,461 (2,195)	人 263 (343)	人 5,360.5 (4,985.5)		% 2.25 (2.19)	企業 54 (61)	% 57.4 (68.5)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
規模計	人 15,268.0 (14,165.0)	人 2,582.0 (2,489)	人 330.0 (292)	人 3,938.0 (3,720)	人 532.0 (491)	人 9,698.0 (9,235.5)	人 836.5 (696.5)	人 908.0 (889)	人 204.0 (203)	人 1,997.0 (1,821)	人 434.0 (405)	人 4,234.0 (4,004.5)	人 495.0 (419.0)	人 949.0 (725)	人 463.0 (400)	人 311.0 (-)	人 1,336.0 (925.0)	人 389.0 (239.5)
45.5~50人未満	人 143.0 (-)	人 23.0 (-)	人 2.0 (-)	人 34.0 (-)	人 3.0 (-)	人 83.5 (-)		人 6.0 (-)	人 1.0 (-)	人 26.0 (-)	人 16.0 (-)	人 47.0 (-)		人 6.0 (-)	人 9.0 (-)	人 4.0 (-)	人 12.5 (-)	
50~100人未満	人 2,013.0 (1,866.0)	人 263.0 (257)	人 60.0 (50)	人 484.0 (438)	人 106.0 (79)	人 1,123.0 (1,041.5)		人 140.0 (161)	人 85.0 (95)	人 225.0 (224)	人 120.0 (109)	人 650.0 (695.5)		人 75.0 (54)	人 192.0 (150)	人 138.0 (-)	人 240.0 (129.0)	
100~300人未満	人 4,120.0 (3,833.5)	人 601.0 (591)	人 94.0 (92)	人 1,133.0 (1,065)	人 166.0 (169)	人 2,512.0 (2,423.5)		人 304.0 (296)	人 56.0 (51)	人 571.0 (497)	人 132.0 (122)	人 1,301.0 (1,201.0)		人 228.0 (168)	人 99.0 (82)	人 59.0 (-)	人 307.0 (209.0)	
300~500人未満	人 1,686.5 (1,599.0)	人 289.0 (279)	人 42.0 (28)	人 440.0 (441)	人 60.0 (52)	人 1,090.0 (1,053.0)		人 102.0 (96)	人 11.0 (9)	人 232.0 (226)	人 36.0 (40)	人 465.0 (447.0)		人 100.0 (86)	人 33.0 (26)	人 30.0 (-)	人 131.5 (99.0)	
500~1,000人未満	人 1,945.0 (1,881.0)	人 376.0 (374)	人 54.0 (43)	人 572.0 (555)	人 76.0 (66)	人 1,416.0 (1,379.0)		人 59.0 (73)	人 15.0 (10)	人 221.0 (211)	人 32.0 (33)	人 370.0 (383.5)		人 137.0 (106)	人 25.0 (25)	人 19.0 (-)	人 159.0 (118.5)	
1,000人以上	人 5,360.5 (4,985.5)	人 1,030.0 (988)	人 78.0 (79)	人 1,275.0 (1,221)	人 121.0 (125)	人 3,473.5 (3,338.5)		人 297.0 (263)	人 36.0 (38)	人 722.0 (663)	人 98.0 (101)	人 1,401.0 (1,277.5)		人 403.0 (311)	人 105.0 (117)	人 61.0 (-)	人 486.0 (369.5)	

注 1 (1) ②の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

産 業	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 3,458 (3,157)	人 725,173.5 (697,919.0)	人 3,490 (3,378)	人 534 (495)	人 7,195 (6,266)	人 1,118 (1,296)	人 15,268.0 (14,165.0)	人 1,720.5 (1,355.0)	% 2.11 (2.03)	企業 1,667 (1,663)	% 48.2 (52.7)
農, 林, 漁業	8 (8)	944.0 (924.5)	1 (2)	0 (0)	9 (7)	4 (4)	13.0 (13.0)	3.0 (2.5)	1.38 (1.41)	3 (2)	37.5 (25.0)
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	96 (89)	9,796.0 (9,693.0)	51 (47)	0 (0)	78 (69)	5 (4)	182.5 (165.0)	16.0 (15.0)	1.86 (1.70)	49 (52)	51.0 (58.4)
製造業	1,070 (980)	268,700.5 (256,111.5)	1,400 (1,350)	81 (76)	2,681 (2,448)	135 (156)	5,629.5 (5,302.0)	502.5 (394.5)	2.10 (2.07)	584 (590)	54.6 (60.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	3 (3)	351.5 (371.5)	1 (3)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	6 (8.0)	0.0 (2.0)	1.71 (2.15)	2 (2)	66.7 (66.7)
情報通信業	53 (45)	10,030.0 (10,022.5)	44 (44)	1 (1)	66 (65)	0 (0)	155.0 (154.0)	14.0 (9.0)	1.55 (1.54)	14 (11)	26.4 (24.4)
運輸業, 郵便業	271 (243)	39,639.0 (37,911.5)	151 (146)	24 (22)	425 (385)	35 (35)	768.5 (716.5)	77.0 (67.0)	1.94 (1.89)	141 (154)	52.0 (63.4)
卸売業, 小売業	494 (446)	129,879.5 (127,102.0)	558 (529)	77 (81)	1,061 (937)	175 (224)	2,341.5 (2,188.0)	264.5 (218.5)	1.80 (1.72)	161 (154)	32.6 (34.5)
金融業, 保険業	27 (27)	13,109.5 (13,291.0)	59 (60)	2 (0)	101 (101)	1 (3)	221.5 (222.5)	37.0 (15.0)	1.69 (1.67)	5 (8)	18.5 (29.6)
不動産業, 物品賃貸業	57 (51)	7,752.5 (6,984.5)	13 (14)	6 (4)	41 (37)	16 (14)	81.0 (76.0)	15.0 (9.0)	1.04 (1.09)	12 (13)	21.1 (25.5)
学術研究, 専門・技術サービス業	89 (81)	24,503.5 (23,275.5)	99 (97)	11 (11)	236 (205)	17 (20)	453.5 (420.0)	59.5 (58.5)	1.85 (1.80)	34 (32)	38.2 (39.5)
宿泊業, 飲食サービス業	123 (111)	22,631.0 (22,039.5)	84 (80)	23 (19)	228 (189)	57 (69)	447.5 (402.5)	79.0 (71.5)	1.98 (1.83)	57 (47)	46.3 (42.3)
生活関連サービス業, 娯楽業	111 (103)	14,451.0 (14,132.0)	67 (69)	27 (21)	169 (150)	49 (38)	354.5 (328.0)	36.0 (19.0)	2.45 (2.32)	46 (44)	41.4 (42.7)
教育, 学習支援業	92 (85)	16,298.5 (16,068.0)	62 (59)	11 (6)	127 (114)	13 (14)	268.5 (245.0)	57.5 (21.5)	1.65 (1.52)	37 (40)	40.2 (47.1)
医療, 福祉	645 (602)	102,036.5 (98,295.0)	482 (487)	171 (153)	1,220 (940)	471 (555)	2,590.5 (2,344.5)	340.5 (276.0)	2.54 (2.39)	369 (366)	57.2 (60.8)
複合サービス事業	23 (21)	10,306.5 (10,223.0)	48 (55)	15 (13)	97 (83)	19 (37)	217.5 (224.5)	13.0 (16.5)	2.11 (2.20)	8 (14)	34.8 (66.7)
サービス業	296 (262)	54,744.0 (51,474.0)	370 (336)	84 (88)	653 (534)	121 (123)	1,537.5 (1,355.5)	206.0 (159.5)	2.81 (2.63)	145 (134)	49.0 (51.1)

注 1 (1) ①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する労働者	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	15,268.0 (14,165.0)	2,582 (2,489)	330 (292)	3,938 (3,720)	532 (491)	9,698.0 (9,235.5)	836.5 (696.5)	908 (889)	204 (203)	1,997 (1,821)	434 (405)	4,234.0 (4,004.5)	495.0 (419.0)	949 (725)	463 (400)	311 (-)	1,336.0 (925.0)	389.0 (239.5)
農, 林, 漁業	13.0 (13.0)	1 (2)	0 (0)	1 (1)	3 (3)	4.5 (6.5)		0 (0)	0 (0)	4 (5)	1 (1)	4.5 (5.5)		4 (1)	0 (0)	0 (-)	4.0 (1.0)	
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
建設業	182.5 (165.0)	46 (43)	0 (0)	60 (54)	3 (2)	153.5 (141.0)		5 (4)	0 (0)	9 (8)	2 (2)	20.0 (17.0)		9 (7)	0 (0)	0 (-)	9.0 (7.0)	
製造業	5,629.5 (5,302.0)	1,102 (1,074)	60 (54)	1,542 (1,468)	85 (82)	3,848.5 (3,711.0)		298 (276)	21 (22)	781 (716)	44 (53)	1,420.0 (1,316.5)		341 (264)	23 (21)	17 (-)	361.0 (274.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	6.0 (8.0)	1 (3)	1 (0)	3 (2)	0 (0)	6.0 (8.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
情報通信業	155.0 (154.0)	44 (44)	1 (1)	55 (57)	0 (0)	144.0 (146.0)		0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)		7 (6)	1 (0)	1 (-)	8.0 (6.0)	
運輸業, 郵便業	768.5 (716.5)	139 (134)	20 (16)	316 (294)	24 (22)	626.0 (589.0)		12 (12)	4 (6)	73 (64)	9 (7)	105.5 (97.5)		35 (27)	3 (6)	1 (-)	37.0 (30.0)	
卸売業, 小売業	2,341.5 (2,188.0)	418 (400)	56 (64)	490 (458)	74 (83)	1,419.0 (1,363.5)		140 (129)	21 (17)	360 (354)	71 (60)	696.5 (659.0)		163 (125)	78 (81)	48 (-)	226.0 (165.5)	
金融業, 保険業	221.5 (222.5)	57 (58)	2 (0)	82 (84)	1 (1)	198.5 (200.5)		2 (2)	0 (0)	3 (5)	0 (0)	7.0 (9.0)		13 (12)	3 (2)	3 (-)	16.0 (13.0)	
不動産業, 物品賃貸業	81.0 (76.0)	10 (12)	5 (4)	27 (26)	10 (6)	57.0 (57.0)		3 (2)	1 (0)	7 (7)	2 (3)	15.0 (12.5)		7 (4)	4 (5)	0 (-)	9.0 (6.5)	
学術研究, 専門・技術サービス業	453.5 (420.0)	81 (79)	9 (9)	128 (123)	11 (9)	304.5 (294.5)		18 (18)	2 (2)	34 (33)	2 (2)	73.0 (72.0)		68 (49)	10 (9)	6 (-)	76.0 (53.5)	
宿泊業, 飲食サービス業	447.5 (402.5)	41 (40)	16 (15)	78 (70)	27 (26)	189.5 (178.0)		43 (40)	7 (4)	115 (103)	25 (30)	220.5 (202.0)		26 (16)	14 (13)	9 (-)	37.5 (22.5)	
生活関連サービス業, 娯楽業	354.5 (328.0)	32 (34)	17 (13)	78 (69)	29 (20)	173.5 (160.0)		35 (35)	10 (8)	79 (73)	17 (13)	167.5 (157.5)		10 (8)	5 (5)	2 (-)	13.5 (10.5)	
教育, 学習支援業	268.5 (245.0)	62 (59)	10 (5)	92 (93)	11 (11)	231.5 (221.5)		0 (0)	1 (1)	7 (7)	1 (2)	8.5 (9.0)		24 (14)	5 (1)	4 (-)	28.5 (14.5)	
医療, 福祉	2,590.5 (2,344.5)	325 (312)	81 (63)	525 (510)	157 (130)	1,334.5 (1,262.0)		157 (175)	90 (90)	359 (312)	227 (202)	876.5 (853.0)		146 (118)	277 (223)	190 (-)	379.5 (229.5)	
複合サービス事業	217.5 (224.5)	39 (45)	7 (6)	57 (56)	5 (5)	144.5 (154.5)		9 (10)	8 (7)	20 (20)	12 (12)	52.0 (53.0)		8 (7)	14 (20)	12 (-)	21.0 (17.0)	
サービス業	1,537.5 (1,355.5)	184 (150)	45 (42)	404 (355)	92 (91)	863.0 (742.5)		186 (186)	39 (46)	143 (112)	21 (18)	564.5 (539.0)		88 (67)	26 (14)	18 (-)	110.0 (74.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	兵 庫					全 国					法定雇用率 (%)	
	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の割合 (%)	企業数	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業の割合 (%)		
62年	1,360	407,686	5,523	1.35	62.1	40,391	13,785,807	171,880	1.25	53.0	1.5	
63年	1,567	424,742	5,951	1.40	58.1	44,564	14,270,621	187,115	1.31	51.5	1.6	
平成元年	1,639	440,685	6,275	1.42	55.6	46,469	14,847,892	195,276	1.32	51.6	↓	
2年	1,661	440,284	6,386	1.45	56.8	48,149	15,481,796	203,634	1.32	52.2		
3年	1,761	461,478	6,825	1.48	57.2	50,784	16,226,815	214,814	1.32	51.8		
4年	1,849	477,681	7,267	1.52	56.6	52,884	16,869,262	229,627	1.36	51.9		
5年	1,866	491,378	7,738	1.57	56.4	53,689	17,072,450	240,985	1.41	51.4		
6年	1,866	491,499	7,742	1.58	56.5	54,414	17,076,807	245,348	1.44	50.4		
7年	1,722	463,308	7,428	1.60	57.4	54,537	16,982,514	247,077	1.45	50.6		
8年	1,737	466,976	7,496	1.61	56.6	54,877	16,925,077	247,982	1.47	50.5		
9年	1,748	467,504	7,612	1.63	57.7	55,440	16,999,645	250,030	1.47	50.2		
10年	1,786	472,917	7,713	1.63	57.7	55,791	17,008,306	251,443	1.48	50.1		
11年	1,920	469,281	7,826	1.67	52.8	61,113	17,108,973	254,562	1.49	44.7	1.8	
12年	1,926	455,859	7,720	1.69	52.5	60,651	16,914,715	252,836	1.49	44.3	↓	
13年	1,942	451,808	7,698	1.70	52.3	61,115	16,936,056	252,870	1.49	43.7		
14年	1,968	456,858	7,740	1.69	52.0	60,938	16,749,384	246,284	1.47	42.5		
15年	1,991	454,657	7,708	1.70	52.4	61,025	16,748,964	247,093	1.48	42.5		
16年	2,061	482,549	7,994	1.66	51.8	63,993	17,667,306	257,939	1.46	41.7		
17年	2,186	502,840	8,424	1.68	53.0	65,449	18,091,871	269,066	1.49	42.1		
18年	2,273	524,356	8,904.5	1.70	55.1	67,168	18,652,344	283,750.5	1.52	43.4		
19年	2,398	544,839	9,560.5	1.75	55.8	71,224	19,504,649	302,716.0	1.55	43.8		
20年	2,510	563,942	9,925.0	1.76	54.9	73,042	20,499,012	325,603.0	1.59	44.9		
21年	2,502	567,536	9,997.0	1.76	54.4	72,328	20,441,198	332,811.5	1.63	45.5		
22年	2,491	571,034	10,316.0	1.81	56.6	71,830	20,356,456	342,973.5	1.68	47.0		
23年	2,681	637,596.5	10,938.5	1.72	52.3	75,313	22,260,915.5	366,199.0	1.65	45.3	↓	
24年	2,698	638,360.0	11,397.5	1.79	54.0	76,308	22,577,527.0	382,363.5	1.69	46.8		
25年	3,011	657,702.0	12,072.5	1.84	47.4	85,314	23,213,401.0	408,947.5	1.76	42.7		
26年	3,010	663,129.5	12,608.5	1.90	49.1	86,648	23,650,463.5	431,225.5	1.82	44.7		
27年	3,069	675,093.0	13,266.5	1.97	51.8	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	47.2		
28年	3,078	680,229.0	13,396.5	1.97	51.9	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	48.8		
29年	3,157	697,919.0	14,165.0	2.03	52.7	91,024	25,204,720.0	495,795.0	1.97	50.0		
30年	3,458	725,173.5	15,268.0	2.11	48.2	100,586	26,104,834.5	534,769.5	2.05	45.9		2.2

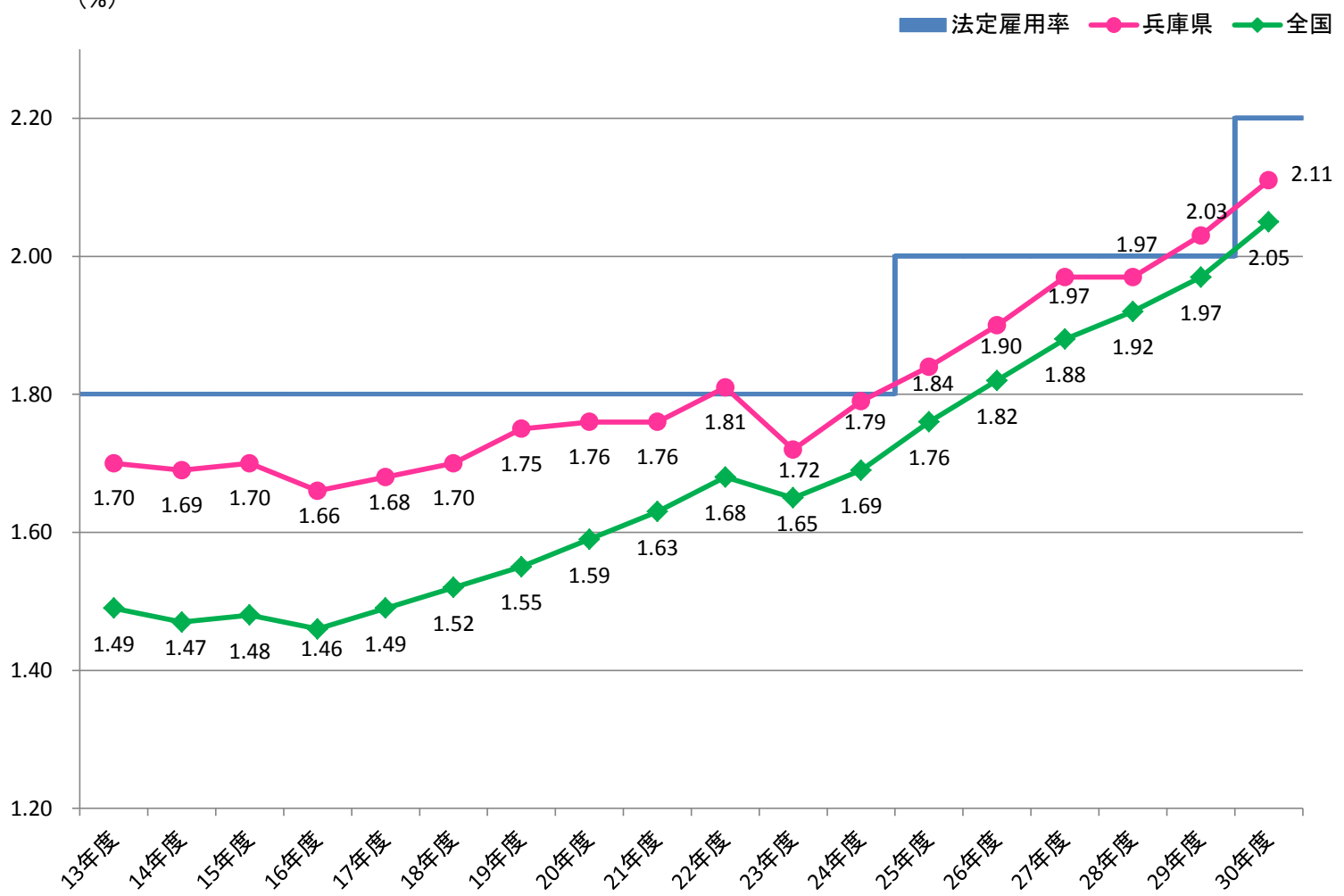
注 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計である。

- ～昭和62年
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 昭和63年～平成4年
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者
- 平成5年～平成17年まで
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年～平成22年まで
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)

- 平成23年～平成29年まで
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 平成30年度以降
- 〔身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
- 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 身体障害者である短時間労働者
- (身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 知的障害者である短時間労働者
- (知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- 精神障害者である短時間労働者
- (精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント)
- ただし、雇入れから3年以内の方 又は□
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方
については1人カウント

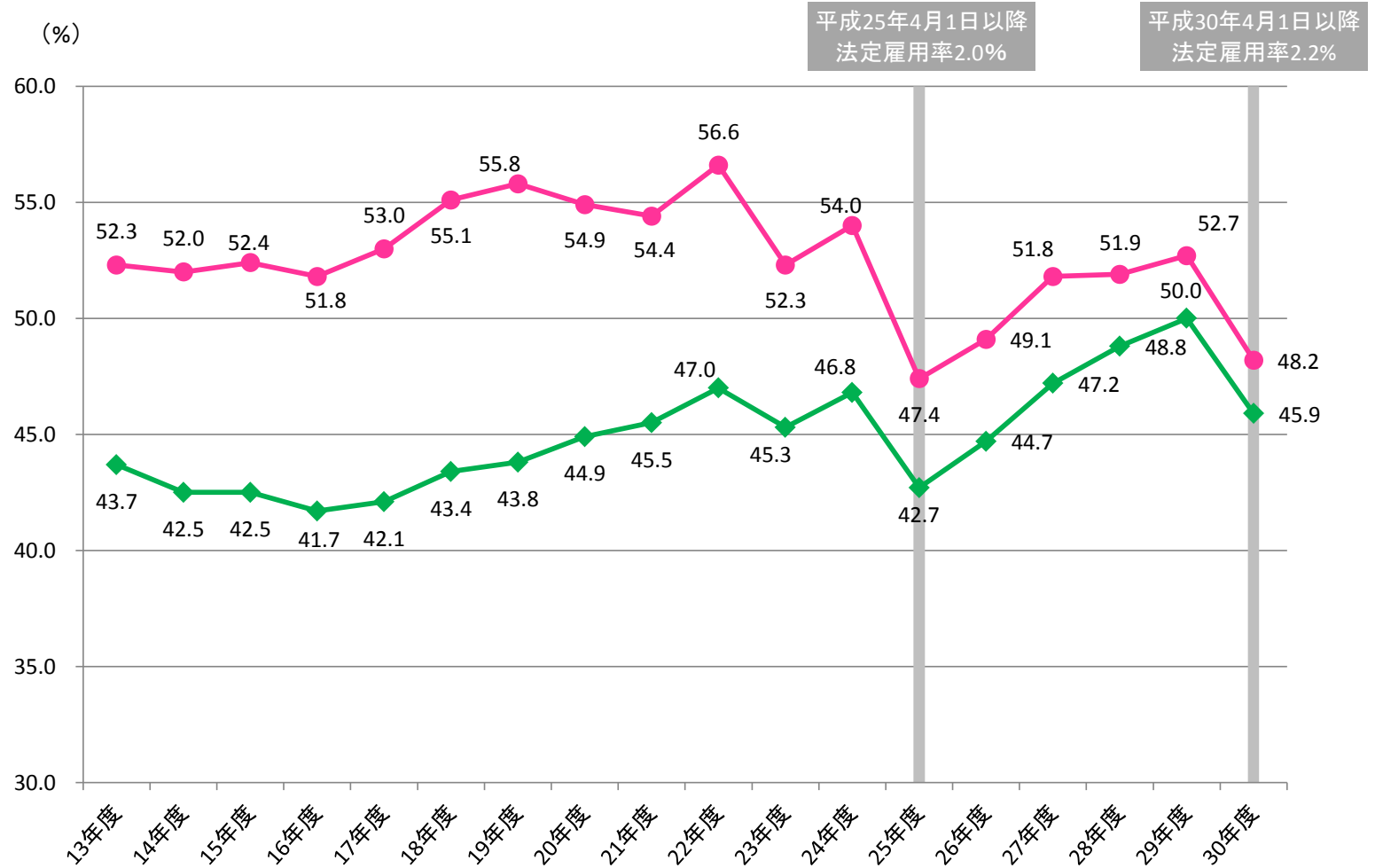
民間企業における障害者実雇用率

(%)



民間企業における法定雇用率達成企業の割合

(%)



(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

企業規模	① 法定雇用率未達成 企業の数	②不足数						③ ①のうち雇用障害者の 数が0人である企業数 (障害者雇用ゼロ企業)
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	1,791	1,227 (68.5%)	355 (19.8%)	102 (5.7%)	79 (4.4%)	19 (1.1%)	9 (0.5%)	1,042 (58.2%)
45.5～50人未満	129	129 (100.0%)	-	-	-	-	-	123 (95.3%)
50～100人未満	822	757 (92.1%)	65 (7.9%)	-	-	-	-	761 (92.6%)
100～300人未満	584	282 (48.3%)	227 (38.9%)	56 (9.6%)	19 (3.3%)	0 (0.0%)	-	156 (26.7%)
300～500人未満	134	37 (27.6%)	44 (32.8%)	24 (17.9%)	28 (20.9%)	1 (0.8%)	0 (0.0%)	2 (1.5%)
500～1,000人未満	82	19 (23.2%)	16 (19.5%)	14 (17.1%)	22 (26.8%)	10 (12.2%)	1 (1.2%)	0 (0.0%)
1,000人以上	40	3 (7.5%)	3 (7.5%)	8 (20.0%)	10 (25.0%)	8 (20.0%)	8 (20.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模区分内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

3 ②不足数「100～300人未満」欄の割合の合計については、小数点以下の処理の関係で100%にはならない。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.05	0.08	45.9	△4.1	46,217	100,586
北海道	2.20	0.07	48.3	△5.8	1,795	3,713
青森	2.23	0.17	52.9	△4.2	530	1,001
岩手	2.22	0.06	55.0	△2.5	561	1,020
宮城	2.05	0.11	49.2	△4.0	750	1,525
秋田	2.07	0.09	58.0	△3.0	448	773
山形	2.06	0.03	50.8	△7.2	485	954
福島	2.04	0.09	53.1	△2.6	757	1,425
茨城	2.07	0.10	49.7	△6.2	799	1,607
栃木	2.00	0.02	54.9	△5.2	679	1,237
群馬	2.06	0.10	53.4	△4.1	824	1,544
埼玉	2.15	0.14	46.1	△3.3	1,549	3,362
千葉	2.02	0.11	49.4	△5.1	1,252	2,535
東京	1.94	0.06	29.6	△4.5	6,177	20,843
神奈川	2.01	0.09	43.9	△3.9	2,095	4,767
新潟	2.06	0.10	55.4	△4.6	1,087	1,963
富山	2.04	0.07	54.9	△3.6	593	1,080
石川	2.18	0.20	55.8	△0.9	609	1,091
福井	2.40	0.00	56.6	△2.0	417	737
山梨	1.99	0.04	53.5	△4.2	333	623
長野	2.14	0.08	56.5	△4.4	958	1,696
岐阜	2.14	0.12	54.8	△3.6	868	1,584
静岡	2.05	0.08	49.1	△3.8	1,460	2,972
愛知	1.97	0.08	43.9	△4.7	2,788	6,348
三重	2.20	0.12	58.1	△3.2	698	1,201
滋賀	2.23	0.10	54.8	△5.9	487	888
京都	2.13	0.06	49.5	△3.6	929	1,877
大阪	2.01	0.09	41.0	△4.5	3,342	8,152
兵庫	2.11	0.08	48.2	△4.5	1,667	3,458
奈良	2.67	0.05	57.4	△5.8	370	645
和歌山	2.36	0.11	58.7	△3.4	361	615
鳥取	2.22	0.06	56.5	△3.2	266	471
島根	2.40	0.15	65.9	△2.2	385	584
岡山	2.52	0.00	51.5	△4.2	735	1,426
広島	2.16	0.11	47.1	△3.1	1,073	2,279
山口	2.58	0.02	55.9	△3.4	533	954
徳島	2.20	0.03	60.3	△5.7	308	511
香川	1.95	△0.01	53.4	△4.3	461	864
愛媛	2.16	0.19	52.2	△2.0	537	1,028
高知	2.30	0.11	59.7	△1.2	322	539
福岡	2.07	0.10	49.1	△3.0	1,888	3,842
佐賀	2.55	0.01	66.3	△6.3	400	603
長崎	2.37	0.11	56.6	△3.5	580	1,024
熊本	2.25	0.01	55.0	△3.9	711	1,292
大分	2.46	0.02	59.4	△2.0	502	845
宮崎	2.40	0.10	63.6	△2.9	523	822
鹿児島	2.34	0.12	59.1	△2.6	757	1,281
沖縄	2.73	0.30	57.7	△3.9	568	985